

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、建築士の免許を取り消したので、次のとおり公告します。

平成三十年一月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年一月十二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

近藤 絹代

三 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

奈良県知事登録第五四七九号

五 免許の取消しの理由

本人から免許の取消しの申請があつた。

このことが、建築士法第九条第一項第一号に該当する。